

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成 28 年 11 月 17 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1 件
厚生年金保険関係	1 件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1 件
厚生年金保険関係	1 件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600178 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600061 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における平成 18 年 7 月 14 日の標準賞与額を 8 万 7,000 円及び同年 12 月 21 日の標準賞与額を 15 万 6,000 円に訂正することが必要である。

平成 18 年 7 月 14 日及び同年 12 月 21 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 18 年 7 月 14 日及び同年 12 月 21 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 18 年 7 月
② 平成 18 年 12 月

提出している明細書のとおり、請求期間については、賞与が支給され厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与の記録が確認できない。当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者及び A 事業所が提出した「平成 18 年夏期及び冬期賞与明細書」並びに B 銀行が提出した請求者に係る「預金取引明細表」により、請求者は、平成 18 年 7 月 14 日に 8 万 7,200 円（標準賞与額は、8 万 7,000 円）、同年 12 月 21 日に 15 万 6,720 円（標準賞与額は、15 万 6,000 円）の賞与を同事業所から支給され、それぞれの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 18 年 7 月 14 日及び同年 12 月 21 日に支給した賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600181 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600062 号

第 1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 13 年 12 月 21 日から平成 16 年 3 月 20 日まで

A社に在籍していた期間のうち、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

請求期間についても継続して勤務していたことは間違いないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、A社は平成 24 年 4 月 23 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間当時の事業主を含む元代表取締役 3 名に対し文書による照会を行ったが回答を得られない。

また、A社が請求期間の一部において加入事業所であったB企業年金基金、C健康保険組合及びD健康保険組合のいずれにおいても請求者の請求期間における同社に係る加入記録は確認できない上、C健康保険組合の回答により、請求者は、請求期間のうち平成 13 年 12 月 21 日から平成 15 年 12 月 21 日までの期間については、同健康保険組合の健康保険任意継続被保険者であったことが確認できる。

さらに、E社が提出した業務委託契約書により、請求者は、請求期間において、A社ではなく、E社と厚生年金保険の被保険者とならない就労形態である業務委託契約を締結していたことが確認できる上、同社は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者の資格に関する届出及び厚生年金保険料の控除は行っていないと回答している。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。